

平成28年 3月15日  
横 浜 通 関 業 会

横浜通関業会会員各位

専務理事 向 井 良 光

法人番号と JASTPRO コードの紐づけ登録の案内について

(一社)日本通関業連合会から、(一財)日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)が、本年3月初旬より実施している、日本輸入者標準コード(JASTPROコード)を持っている輸出入者に対する、法人番号の提供依頼について、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

なお、参考までに JASTPRO のホームページ及び NACCS 掲示板の一部を抜粋して添付します。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日  
(一社) 日本通関業連合会

## 法人番号と J A S T P R O コードの紐づけ登録の案内について

(一財) 日本貿易関係手続簡易化協会 ( J A S T P R O ) は、本年 3 月初旬より、日本輸入者標準コード ( J A S T P R O コード ) を持っている輸出入者に対し、法人番号の提供依頼を行っています。

これは、平成 2 9 年 1 0 月に予定されている第 6 次 N A C C S の更改に際し、現在 J A S T P R O コードを利用して実現できている名称・住所等の英文自動補完やオンライン口座引落等の N A C C S 上の便利機能を継続して利用できるようにするとともに、必要な法人番号の自動変換を可能とするためです。

現在、 J A S T P R O より、 J A S T P R O コードと法人番号との紐づけ登録のご案内を輸出入者へ「順次」郵送しておりますので、ご承知おき願います。

なお、ご案内状の郵送を受けた輸出入者から問い合わせがあった場合には、本件の作業等に関する技術的なご照会については (一財) J A S T P R O ( 0 3 - 3 5 5 5 - 6 0 7 6 ) へ、また、本件の趣旨・目的については N A C C S センター ( 0 4 4 - 5 2 0 - 6 2 7 0 ) にお問い合わせくださるようお願いいたします。

J A S T P R O のホームページ

<http://www.jastpro.org/index.html>

N A C C S 掲示板

<http://www.naccscenter.com/system/etcdoc/dai6jikanren/j-code.html>

日本貿易関係手続簡易化協会(略称:ジャストプロ 英文略称:JASTPRO)のウェブサイト

[HOME](#) | [協会の概要](#) | [お知らせ](#) | [周辺案内図](#) | [サイトマップ](#)

[About JASTPRO \(English\)](#) | [国連GEFACTS関係](#) | [UN/LOCODE\(港及び地名コード\)](#) | [委員会活動](#) | [リンク集](#)

[当協会の刊行物](#) | [当協会の取扱書式](#) | [コード以外のお問合わせ](#)

[日本輸出入者標準コード](#) | [各種申込書](#) | [よくある質問](#) | [WEBからの諸手続き](#) | [コード関係のお問合わせ](#)

日本貿易関係手続簡易化協会 - TOPページ



システム調整のため、下記の期間、「Webからの諸手続き」はご使用になれません。  
大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

《1》【2016年3月17日(木)17時30分～21時30分】

《2》【2016年3月19日(土)09時00分～18時00分】

#### 「日本輸出入者標準コード」と「法人番号」の紐付け作業の実施について

平成28年3月以降、当協会では、NACCS様からの要請もあり「日本輸出入者標準コード」と「法人番号」の紐付け作業を実施致しております。この紐付け作業につきましては、現在、「日本輸出入者標準コード」(JASTPROコード)を取得されております法人様約10万社に対し、順次、ご案内を差し上げておりますので、到着後におきましては速やかにお手続き頂きますようお願い致します。

(紐付け作業について)

(1) 財務省様からのご案内の通り、平成29年10月以降、税関への輸出入申告手続に際しては、昨年末国税庁長官から通知されました「法人番号(13桁)」を使用することとなっております。

(2) この法人番号は、表記方法が「和文名」であり、輸出入申告手続におけるNACCS(通関情報処理システム)が英文表記であるためそのままではNACCSに活用できないこととなります。従いまして、この「和文名」を「英文表記」に変更するため、現在ご登録頂いているJASTPROコードと法人番号とを紐付けする必要があります。

- (3)本作業は輸出入貨物にかかる通関手続を円滑にNACCSで処理していく上で必要不可欠なものでございますので、ご登録者様におかれましては、紐付けに関する案内状到着後は速やかにお手続きを頂きますようお願い申し上げます。
- (4)なお、ご案内状は、直近に(新規・変更・更新)登録いただいた輸出入者様から、順次5ヶ月程度を要して発送させていただきますこととしております。
- (5)また、本作業につきましては無料で対応いたしますが、日本輸出入者標準コードに関する「変更」や「更新」手続きは別個の登録業務で、従来どおりの手数料を頂戴いたしますことご理解いただければ幸いです。

### 「Webからの諸手続」に関するお知らせ

「Webからの諸手続」は、輸出入者様がご利用しやすいように改善されています。  
新規申込は勿論、更新・変更等各種申込の他、支店コード(12桁の下4桁)の登録等が「Webからの諸手続」から簡易にご利用いただけます。

- 【注-1】「Webからの諸手続」により申し込まれた場合には、「申込書」の郵送は不要です。  
【注-2】支店コードの社名・所在地は変更できませんのでご注意ください。  
【注-3】非居住者に係る諸登録は対象外です。専用の用紙をご利用下さい。  
【注-4】変更登録の際、「手数料なし」で「変更日が未来日」の場合、《変更(予定)日》は、《営業日で2日前》に設定する必要があります。

### ※SSL3.0の脆弱性に関するお知らせ

インターネット通信で使用する暗号化方式「SSL 3.0」に脆弱性が発見されました。  
「Webからの諸手続」は、「SSL 3.0」の次のバージョンである「TLS 1.0以降」に対応しています。

ご参考：<https://technet.microsoft.com/ja-jp/library/security/3009008.aspx>  
上記URLの「回避策の適用」を参照下さい。

注意)

日本輸出入者標準コードに関するお問合せは、ページ上部のメニューにある「コード関係お問合せ」をクリックして下さい。

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-29-11 八重洲第五長岡ビル4階

コード管理センター TEL.(03)3555-6034 / FAX.(03)3555-6036

代表(庶務室) TEL.(03)3555-6031 / FAX.(03)3555-6032

Copyright©2004 JASTPRO All Rights Reserved.



TOP

NACCSのご利用方法

申込手続 (NSS)

NACCS業務仕様・関連資料

よくある問合せ

TOP &gt; NACCS業務仕様・関連資料 &gt; 各種資料 &gt; 第6次NACCS関連 &gt; JASTPROコードをお持ちの輸出入者(荷主)の皆様へのお願い

## NACCS業務仕様・関連資料

業務仕様書

JASTPROコードをお持ちの輸出入者(荷主)の皆様へのお願い

業務コード集

航空業務エラーメッセージ集

海上業務エラーメッセージ集

仕様変更一覧

JASTPROコードをお持ちの輸出入者(荷主)の皆様へのお願い

EDI仕様書

航空業務講習会資料

海上業務講習会資料

税関関係税関業務  
事務処理要領

日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)をお持ちの輸出入者(荷主)の皆様におかれましては、平素から当社の業務運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

外為法関連資料  
(貿易管理システム)

医薬品医療機器等申請業務

さて、平成29年10月に予定しております第6次NACCS更改に向けた詳細仕様が第8回情報処理運営協議会(3月4日開催)において承認されました。第6次NACCSの詳細仕様では、財務省関税局・税関の意向に従って、輸出入申告等の業務において法人番号の入力が必須となります。

各種資料

このため、現在JASTPROコードをご利用いただくことで実現できている名称・住所等の英文自動補完やオンライン口座引落等のNACCS上の便利機能を継続して利用できるようにするとともに、必要な法人番号の自動変換が可能となるように致します。

つきましては、現在、一般財団法人・日本貿易関係手続簡易化協会(ジャストプロ)を通じてNACCSにJASTPROコードをご登録いただいている輸出入者(荷主)の皆様から、法人番号をご提供いただき、次期NACCSにJASTPROコードと法人番号を紐づけて登録する必要があります。

現在、ジャストプロより、JASTPROコードと法人番号との紐づけ登録のご案内を順次郵送させていただいております。お手元にご案内が届いた際には案内に従ってお手続きくださいますようお願い致します(手続は、FAXのみで受付となっております。)

本件の趣旨・目的については、[こちら\(FAQ\)](#)をご確認ください。

また、本件の作業等に関する技術的なご照会やJASTPROコードに関するご照会は、(一財)ジャストプロにお問合せください。

(本件に関する問合せ先)

担当：企画部企画第1課  
ninushi-code@naccs.jp

[この掲示板について | 個人情報の取り扱い](#)